○国土交通省告示第六百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第四回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十六年五月十八日から平成三十六年三月三十一日まで

三　施行地区　茨城県つくば市柴崎字稲荷前、字大堀及び字大日の全部、柴崎字山ノ崎、字不動下、字緑呂師及び字万観音の各一部、金田字天神台、字天神、字天神谷、字清水、字舘山、字舘後、字天神久保、字大堀、字西原、字中久保、字十三塚、字不動墓、字吹上、字諏訪脇、字長者塚、字二本松墓、字蛭子、字二本松本、字岡久保、字弥陀下、字岡道、字明神南、字明神久保、字中墓、字大明神、字明神西、字谷頭、字虫送り及び字遠原の全部、金田字天神下、字大坂、字観音後、字観音及び字八龍神の各一部、上野字東久保、字勢至下、字堂ノ前、字勢至前、字椿本、字古屋敷、字柵ノ内の全部、上野字大木、字定使、字石塔、字前谷津、字井戸向、字西久保、字天神、字後山、字前原、字陣場、字後田及び字成井の各一部、上境字庚塚前、字観音久保及び字滝ノ上の全部、上境字庚塚、字馬観音、字滝ノ墓、字岩ノ入、字作ノ内及び字池ノ上の各一部、東岡字中原、字田迎、字谷頭、字溝端、字向山、字下ノ町及び字番匠の全部、東岡字東岡、字西原、字北原、字海道端、字上中谷、字中畑、字作ノ久保、字並松、字東浦、字不動前、字アシタ、字阿弥陀、字六反田及び字侭田の各一部、中根字陣場台及び字遠原の全部、中根字幕下、字毘沙門、字中谷津、字滝ノ墓及び字小谷津の各一部、横町字庚申塚、字中原、字小谷津、字中谷津及び字前原の全部、横町字幕下、字陣場墓、字陳場墓、字遠原及び字中谷の一部、栄字中原、字遠原、字中谷津及び字昆沙門の全部、栄字籏下及び字幕下の各一部

四　土地区画整理事業の名称　研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　茨城県つくば市竹園一丁目二番地一

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十六年五月十八日

七　事務所の所在地の変更　茨城県つくば市島名二三三五番地

八　施行規程の変更（第四回）の認可の年月日　平成二十九年六月二十八日

○国土交通省告示第六百五十一号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十九年六月十六日に認定したので、同規則第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第四十七条の九第三項の規定による講習

1　名称

有限会社八代ドライビングスクール

2　主たる事務所の所在地

熊本県八代市平山新町五千三百三十八番地

3　講習の種類

基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習

1　名称

有限会社八代ドライビングスクール

2　主たる事務所の所在地

熊本県八代市平山新町五千三百三十八番地

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の四第一項及び第四十八条の五第一項の規定による講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習

1　名称

有限会社八代ドライビングスクール

2　主たる事務所の所在地

熊本県八代市平山新町五千三百三十八番地

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習

1　名称

有限会社八代ドライビングスクール

2　主たる事務所の所在地

熊本県八代市平山新町五千三百三十八番地

3　講習の種類

基礎講習

○国土交通省告示第六百五十二号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十九年六月十六日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習

1　名称

有限会社八代ドライビングスクール

2　主たる事務所の所在地

熊本県八代市平山新町五千三百三十八番地

3　講習の種類

基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）

二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習

1　名称

有限会社八代ドライビングスクール

2　主たる事務所の所在地

熊本県八代市平山新町五千三百三十八番地

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）

三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習

1　名称

有限会社八代ドライビングスクール

2　主たる事務所の所在地

熊本県八代市平山新町五千三百三十八番地

3　講習の種類

基礎講習及び一般講習

四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習

1　名称

有限会社八代ドライビングスクール

2　主たる事務所の所在地

熊本県八代市平山新町五千三百三十八番地

3　講習の種類

基礎講習

○国土交通省告示第六百五十三号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十九年六月十六日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　名称

株式会社マジオネット

二　主たる事務所の所在地

東京都新宿区新宿五丁目十六番地十一号

三　適性診断の種類

特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）